

令和3年1月12日

課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第5版）

現在のコロナウイルスの状況下で対面を伴う課外活動を行うに当たっては、以下の3点への注意が必要となります。

1. 自分が感染しないこと
2. 他人を感染させないこと
3. 感染を拡大しないようにすること

1と2は、ソーシャルディスタンスを守る、マスクを着用するなど、一人一人の行動制限が必要ですが、3のためには、行動制限だけではなく、誰が、何処で、何をしていたのかを把握する必要が生じます。大学は感染の拡大を防止するという社会的責任を負っていますので、課外活動は限定的な解除とならざるを得ないことを理解し、課外活動（オンライン上での活動を除く。）を実施する場合には、本マニュアルを遵守してください。

また、関係者に感染が疑われる場合や感染が判明した場合は、速やかに教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛へ報告をお願いします。

（1）活動できる条件

- (a) 全学公認団体の活動で、当該団体に所属する本学学生のみが参加するものであること

* 団体の正式な構成員であっても、他大学の学生等は参加できません。

- (b) 屋外における活動であること

* 学内での活動場所は以下の施設に限定し、それ以外の場所での活動は認められません。ただし、事前に大学に申請し、特定の場所で一時的に活動する場合は許可することがあります。

北部構内：グラウンド（ライフル射撃場を除く）、馬場

吉田南構内：グラウンド、テニスコート

西部構内：プール、自動車部ガレージ

薬学部構内：バレーコート、硬式テニスコート、弓道場、アーチェリー場

その他：宇治グラウンド、石山艇庫、瀬田艇庫、大津ヨット艇庫

* 上記施設の使用可能時間は、8時から20時30分までとします。

- (c) 活動時間が原則として1日当たり3時間以内（準備・片付けを含む）であること

- (d) 団体での活動の参加人数について、原則として1団体当たり20名以内であること
- (e) 身体接触を伴うなど、感染リスクの高い活動ではないこと。
- (f) 各団体は、構成員名簿に記載された者の体調の記録を行い、活動日の前2週間分について、体温、体のだるさ、咳の有無等を記載した「体調経過観察表」(様式自由)を作成すること
- *2週間の経過観察ができていない構成員は、活動に参加できません。
 - *「体調経過観察表」の提出を求められた場合は速やかに提出してください。
- (g) 団体としての活動日の前2週間及び団体としての活動期間中において、家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食(下宿等での飲食を含む)をしていないこと。
- (h) 団体において本マニュアルを遵守した内容の「感染拡大予防ガイドライン」を作成し、大学の承認を得ていること。その際、同ガイドラインにおいて感染拡大防止の責任者を定め、同ガイドラインが守られているかチェックする仕組みについて記載すること

*課外活動は多岐にわたることから、本マニュアルを遵守しつつ、以下のガイドライン等を参考に、各団体で課外活動を段階的に再開するに当たっての感染拡大予防対策や活動計画を盛り込んだガイドラインを策定してください。

★大学等の感染症拡大予防のためのガイドライン(京都府)

https://www.pref.kyoto.jp/documents/20200805guideline_daigaku_2.pdf

★スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて
(スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

★スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

★合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン

<https://jcanet.or.jp/index.html>

(i) 団体において上記(h)のガイドラインに沿った活動計画を作成し、大学の許可を得ていること

(2) 活動に当たっての遵守事項

以下の事項を必ず遵守して活動を実施してください。違反が認められた場合には、団体の活動を停止させることがあります。

- ・ 本学の許可を受けずに活動をしないでください。
- ・ 別紙「活動記録」に記載の確認事項のいずれかに該当する者は活動に参加できません。また、感染が疑われる等の情報を知り得た場合には必ず速やかに課外活動掛に報告してください。
- ・ 個人の意思による不参加を認め、参加の強要や不参加による不利益な取扱いをしないでください。
- ・ 本人が希望しても体調不良者は参加させないでください。
- ・ 学内における本学学生以外の者との合同の活動は認められません。また、当日参加できる学生以外の指導者（顧問教員を含む）は2名までとします。
- ・ 宿泊を伴う練習、遠征、試合、公演、集会などは認められません。
- ・ 有観客での試合、公演、集会などは認められません。
- ・ 団体としての活動日の前2週間及び団体としての活動期間中において、家族等を除く複数人でのアルコールを伴う飲食（下宿等での飲食を含む）は認められません。
- ・ 部室等への立入りは物品の搬出入など一時的なもの以外は認められません。
- ・ 活動前後における複数人での飛沫感染の恐れのある行動は慎んでください。
- ・ 緊急事態宣言地域及び感染拡大地域との不要不急の往来は避けてください。

(3) 活動における留意事項

- ・ 人と人との間隔を基本的に2m（短時間でも最低1m）以上確保して活動を行ってください。
- ・ 活動開始までは必ずマスクを着用してください。開始時には外してもよいですが、常時2m以上のソーシャルディスタンスを保ち、保管は個人でしてください。
- ・ 待ち時間も含め、密集、密閉、密接の禁止を徹底してください。
- ・ ミーティング等はオンラインを活用して行い、対面では行わないでください。
- ・ 掛け声をかけることを含め、大きな声を出さないでください。
- ・ 物品の共用は避けてください。また、課外活動掛での物品の貸出しは当面行いません。
- ・ 更衣室及びシャワーは可能な限り使用しないでください。やむを得ず使用する場合は、人と接触することのないように注意し、使用後の消毒を各自で確実に行ってく

ださい。(消毒薬は北白川スポーツ会館(平日のみ)及び体育館事務室に用意しています。)

- ・学外の施設を使用する場合は、本マニュアル及び当該施設の感染防止対策を遵守して使用してください。また、学外施設への移動は、各自がマスクを着用したうえで、複数人固まっただけの移動とならないよう注意してください。

(4) 活動実施に伴う手続

- 1) 各団体は、(1)の(h)「ガイドライン」を顧問教員の承認を得た上で、別紙「構成員名簿」「体調経過観察表」(活動日又は提出日の前2週間分。2週間未満のものしか提出できない場合は、活動日初日の翌日に活動日前2週間分の体調経過観察表を再度提出すること。)とともに活動開始日の2週間前までに課外活動掛へ提出し、本学の承認を得てください。

- * 構成員名簿に氏名を掲載された者の活動のみ認めます(新入生を含む)。
- * 団体の学生以外の指導者についても、構成員名簿に記載してください。
- * 団体において連絡体制を構築するとともに、課外活動掛との連絡責任者を定め、構成員名簿に記載してください。

- 2) 各団体は、毎月、当該月の活動初日の1週間前までに、別紙「活動計画書」を課外活動掛へ提出し、本学の許可を得てください。

- * 既に活動許可を得ている場合であっても、新型コロナウイルスの感染の状況等によっては、当該許可を取り消すことがあります。

- 3) 各団体は、別紙「活動記録」を活動日ごとに作成・保存し、提出を求められた際には課外活動掛へ提出してください。

- * 「活動記録」には活動日当日に参加した指導者や顧問教員なども含めてください。

- 4) 1)～3)の書類の提出については、すべてメールで行ってください。

(提出先: 課外活動掛 840kagai@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

- * メールのはじめは、『【団体名】〇〇の提出について』としてください。(〇〇には書類名を入力する。例:【〇〇部】活動計画書(〇月分)の提出について)
- * ファイル名の始めに【団体名】を入力してください。さらに、活動記録については、団体名の後ろに日付(〇月〇日分)も入力してください。
- * 構成員名簿、活動計画書、活動記録については可能な限り Excel 形式で提出してください。
- * 提出した書類の記載事項に変更が生じた場合はその都度提出してください。
- * 活動計画を変更し、活動しなかった場合でもその旨報告してください。